

年金広報

2014 .6. 15
June
Vol. 15
(通巻 660 号)

発行所 一般財団法人 年金住宅福祉協会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-10-2
TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086
<http://kurassist.jp>
E-mail : info@kurassist.jp

[contents]

2 公的高齢年金受給額
男子180.7万円、女子98.6万円
厚生労働省は平成26年5月2日、「平成24年高齢年金受給者実態調査」を公表した。平均受給額は男子が180.7万円、女子が98.6万円であった。

3 年金額改定通知書、年金振込通知書を発送
日本年金機構では、平成26年4月からの年金額の改定に伴い「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」を発送する。

4 東日本大震災行方不明者死亡一時金の請求期間を見直し
厚生労働省は平成26年5月13日、「東日本大震災により行方不明になった者の死亡一時金の請求期間の取扱いについて」を日本年金機構に宛てて通知した。

5 ~ 6 ねんきん最前線・市区町村 VOICE
福島県郡山市
お客様とのコミュニケーションを大切にし相手の立場に立った説明や対応を心がける福島県郡山市国民健康保険課国民年金係を取材した。

Topics

年金の所得代替率50%割れも—平成26年財政検証結果

厚生労働省は平成26年6月3日、「第21回社会保障審議会年金部会」において、「平成26年財政検証結果」及び「オプション試算結果」を発表した。財政検証は国民年金法と厚生年金保険法に基づき5年ごとに行われる。

「平成26年財政検証」の諸前提となったのは、年金制度については、①社会保障と税の一体改革により成立した法律による公的年金制度の改正を反映することと、②現行制度に基づく検証に加えて、社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法で示された課題の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定したオプション試算も実施することとの2つが提示された。社会・経済状況に関しては、遠い将来までの社会・経済状況について一定の前提を置くことは不確実であるため、複数のケース（将来推計人口、労働力率、経済前提など）を参照し幅をもって見通しを立てることとした。

まず、社会保障・税制一体改革により被用者年金の一元化が行われれば、厚生年金の現役男子の手取り収入が1.3万円程度上昇する見込みとなる。この影響で、手取り収入に対する年金

額の所得代替率は従来モデル（旧厚生年金）の64.1%よりも1.4ポイント低下し、62.7%となる。

ここで、経済成長率によりケースA～Hの8パターンを想定して人口前提と併せて所得代替率（給付水準調整の終了後。以下同様）の将来見通しを立てると、人口前提が中位推計（出生・死亡ともに中位）の場合、経済高成長ケース（下表ケースA～

E）では50.6%～51.0%、低成長ケース（下表ケースF～H）では50.0%となる。ただし、出生高位のもとでは+3～5%、出生低位のもとでは▲4～7%で変化し、死亡高位のもとでは2～3%、出生低位のもとでは▲2～3%で変化する。

次に国民年金保険料の納付率の推移を前提に考えると（人口前提は中位）、今後の取組強化等により納付率が向上（各年1

表 中位推計の人口前提でみた経済成長パターンごとの所得代替率

		将来の経済状況の仮定	経済前提				所得代替率 ※（）内は50%で給付水準調整を終了しなかった場合。
			労働力率	全要素生産性（TFP）上昇率	賃金上昇率（実質対物価）	運用利回り（実質対物価）	
経済高成長ケース	ケースA	労働市場の参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	50.9%
	ケースB		1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	50.9%
	ケースC		1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	51.0%
	ケースD		1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	50.8%
	ケースE		1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	50.6%
低成長ケース	ケースF	労働市場の参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	50.0% (45.7%)
	ケースG		0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	50.0% (42.0%)
	ケースH		0.55	0.6%	0.7%	1.7%	50.0%

※賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去（平成17～24年）の傾向で平成42年まで縮小するものと仮定する（男女の差が約15%解消）。

※ケースA～Eは平成35年に運用利回りが4.9%、ケースF～Hは3.4%に上昇していることを前提とする（平成26年は1.3%）

%ずつ上昇し平成30年以降は65%）すれば、所得代替率は42.0%～51.0%となるが、現状（60%）のまま推移した場合の影響を考えると、所得代替率は経済成長率によって41.9%～51.1%となる。

また、経済の変動を前提に考えてみると、経済の変動を仮定しない場合は42.0%～51.0%、

経済の変動を仮定（周期4年、変動幅±1.2%）した場合は39.5%～50.8%となる。経済成長率が最も低いケースでは、給付水準調整を続けると、国民年金は平成63年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に変わることとなる。

さらに、経済変動を仮定した場合のマクロ経済スライドへの

発動への影響を見ると、物価上昇率がスライド調整率より低い場合、既裁定年金に対するマクロ経済スライドがフルに発動しなくなるという結果が検証された。

※所得代替率が50%を下回る場合は50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

公的高齢年金受給額 男子180.7万円、女子98.6万円

厚生労働省は平成26年5月2日、「平成24年老齢年金受給者実態調査」の結果を公表した。

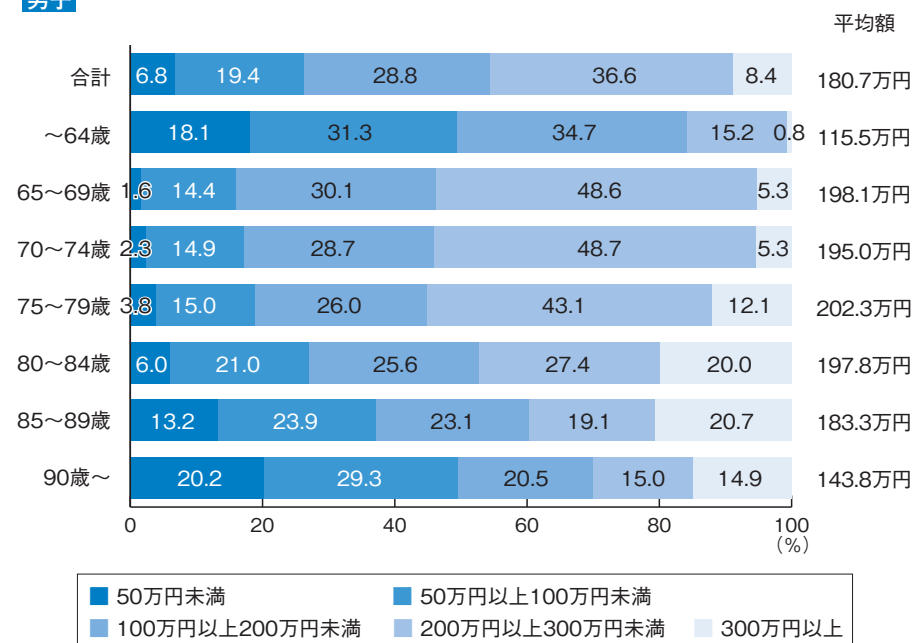
調査は平成24年11月1日～同年11月28日まで、国民年金・厚生年金保険・共済組合の老齢年金受給者23,000人（無作為に抽出）を対象に行われた。うち回収数は13,548件（58.7%）であった。

調査によると、受給状況は男子では「200～300万円」が36.6%、「100～200万円」が28.8%などとなっており、平均額は180.7万円であった。女子では「50～100万円」が40.8%、「10～200万円」が28.3%などとなっており、平均額は98.6万円であった（図1）。夫婦世帯の場合は、「300～400万円」が32.4%で最も高く、平均年金額は263.1万円となっている。

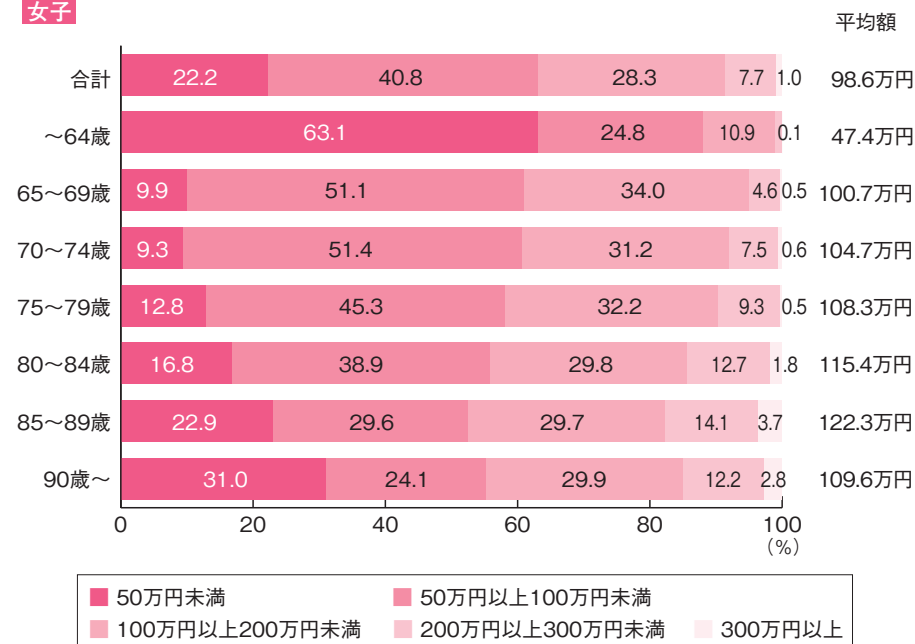
受給者の公的年金収入の収支総額に占める割合の平均を見ると、男子は75.4%、女子は86.5%となった。男女ともに年齢が高いほど公的年金収入が占める割合は高くなる傾向が見られる。公的年金以外の収入の有無については、「公的年金以外収入なし」即ち、年金に100%依存している人は全体で61.5%で、年齢が高いほどこの割合は高くなる

図1 公的高齢年金の受給状況

男子



女子



(図2)。

現役時代の経歴類型について男子は「正社員中心」が75.0%と最も多く、「自営業中心」は14.6%だった。女子は「正社員中心」が24.2%で最も多いが、次いで「収入を伴う仕事をしていない期間中心」が15.9%で多くなっている。この経歴類型別

に本人の平均年金額を見ると、男子では「正社員中心」(平均収入額322.5万円)が208.9万円、「自営業中心」(平均収入額220.3万円)が85.0%万円と約124万円の開きがある。女子では「正社員中心」(平均収入額192.1万円)が139.3万円、「収入を伴う仕事をしていない期間中心」(平均

100.5万円)が88.3万円で51万円の開きがある。

受給の仕方としては、「繰上げ受給をした」が男子9.3%、女子20.2%となっており、男女とも年齢が高いほど、この割合も高くなっている。

図2 受給者の収入状況

(単位: %)

	男子	女子
合 計	75.4	86.5
64 歳以下	49.9	64.4
65 ～ 69 歳	70.8	81.6
70 ～ 74 歳	80.7	90.7
75 ～ 79 歳	86.7	93.9
80 ～ 84 歳	89.4	95.0
85 ～ 89 歳	90.4	96.0
90 歳以上	89.9	95.8

(単位: %)

	合 計	公的年金以外の収入なし	公的年金以外の収入あり	不詳
合 計	100.0	61.5	37.1	1.4
64 歳以下	100.0	33.5	65.3	1.2
65 ～ 69 歳	100.0	48.1	51.1	0.8
70 ～ 74 歳	100.0	64.6	34.5	0.8
75 ～ 79 歳	100.0	75.2	23.3	1.5
80 ～ 84 歳	100.0	77.6	19.1	3.3
85 ～ 89 歳	100.0	82.8	15.2	2.0
90 歳以上	100.0	86.6	11.9	1.5

年金額改定通知書、年金振込通知書を発送

日本年金機構では、平成26年4月からの年金額の改定に伴い「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」を発送する。

「年金額改定通知書」では、平成26年4月からの改定後の年金額を通知する。また、「年金振込通知書」では、改定後の年金額で平成26年5月以降に年金の支払がある人に対して、各支払期の年金支払額等を通知する。

平成26年5月に改定後の年金額で支払いのある人には平成26年5月2日に、平成26年6月に改定後の年金額で支払いのある人には平成26年6月4～7日に発送を行った。

年金額改定通知書 (オモテ面)

年金額通知書と年金振込通知書が一体となったもの (オモテ面)

東日本大震災行方不明者 死亡一時金の請求期間を見直し

厚生労働省は平成26年5月13日、「東日本大震災により行方不明になった者の死亡一時金の請求期間の取扱いについて」を日本年金機構に通知した。

これによれば、震災による被害の甚大さと“掛け捨て防止”という考え方を踏まえて、死亡届を受理した日の翌日から2年以内に請求があった場合には、時効*を援用せず、死亡一時金を支給する。

この件については、地方厚生局を経由して市区町村に通知して周知を図り、一般の人に対し

て該当ケースがある場合には年金事務所への相談を呼び掛けるよう依頼した。

なお、東日本大震災の場合に限らず、以下のような特別な事情等により死亡一時金の請求が著しく困難であったと認められる場合には、厚生労働省が個別に判断し、時効を援用せず、支給する取扱いとする。

- 両親が死亡または行方不明となり、未成年者の子のみが残された
- 居住している自治体の行政機能が、長期間回復しなかった
- 遠隔地への移転を余儀なくされ、また、行政上の

手続きが特に困難な事情があった

※東日本大震災により行方不明となり生死が震災後3ヵ月間わからない場合には、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、震災から3ヵ月経過した日以降、死亡一時金の請求が可能となったため、基本的に震災から2年3ヵ月で時効となっている。

【参考】 死亡一時金の支給額

保険料納付済期間	支払額
36月以上 180月未満	120,000円
180月以上 240月未満	145,000円
240月以上 300月未満	170,000円
300月以上 360月未満	220,000円
360月以上 420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料の納付済月数が36月以上ある場合は、上記金額に8,500円が加算される。

ホームページ「いっしょに 検証! 公的年金」を開設

厚生労働省は、平成26年5月14日、ホームページ「いっしょに検証! 公的年金～平成21年財政検証結果から読み解く年金の将来」を開設した。これは公的年金に対する疑問や不安を持つ人が増えている昨今、そうした疑問や不安を解消していくために公的年金制度への理解を深めることを目的としている。

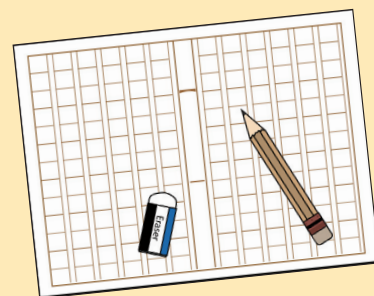
Webマンガやイラスト、グラフなどを多く取り入れ、親しみやすく、制度の意義や仕組み、

財政検証結果などをわかりやすく説明している。また、10代から受給者までの各世代ごとに陥りやすい疑問について、ポイントを押さえて回答しています。

トップ画面には、<<はじめに>>「皆さんは、公的年金制度のことをどのくらいご存じでしょうか?」といった導入ページや、「公的年金の意義」「公的年金制度の仕組み」「公的年金の財政」「人口と経済」「平成21年財政検証結果」などのメニューが設定されている。

「わたしと年金」エッセイ 募集開始

日本年金機構は、厚生労働省と協力し「ねんきん月間」を定めて、公的年金制度に対する理解を深めるための啓発活動を展開している。「ねんきん月間」は11月だが、これに向けて「わたしと年金」をテーマとしたエッセイを募集する。募集期間は平成26年6月2日から平成26年9月19日までで、優秀作品は11月に日本年金機構ホームページで発表される。



「いっしょに検証! 公的年金」のURL
<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou>

公的年金 のこと、どのくらい 知っていますか?

私たちのときにも
公的年金はちゃんとあるの?

誤解

大丈夫です!

公的年金は、長期的に収支のバランスが
取れる仕組みになっています。
ちゃんと検証もしていますよ!

年金の仕組みや将来の見通しを
図解・マンガで分かりやすく解説します。



ねんきん最前線
市区町村 VOICE

福島県郡山市
国民健康保険課国民年金係



お客様に合ったわかりやすい説明と コミュニケーションを常に大切に

郡山市は人口 32 万 8506 人（5 月 1 日現在）の中核市。小中高での合唱・合奏や市民の音楽活動が非常に盛んなため「東北のウィーン」とも呼ばれ、市は「楽都郡山」をキャッチフレーズに音楽によるまちづくりを進めている。国民年金関係では、1 号被保険者数は約 4 万 4000 人。国民年金係ではお客様とのコミュニケーションを大切に、窓口に来た人が気持ちよく帰れるよう、相手の立場に立った説明や対応を心がけている。また、年金事務所や事務センターとの関係も良好で、協力連携をさらに進めたいと考えている。

年金事務所とも 事務センターとも連絡は密に

郡山市は、福島県の中央に位置し、首都圏から東北新幹線で約 80 分というアクセスの良さに加え、鉄道網や東北・磐越両自動車道が縦横に交差するなど、交通の利便性が高いことから「陸の港」とも称され、「人」・「モノ」・「情報」が交流する「経済県都」として発展を続けており、東北では仙台に次ぐ人口規模。商工業も盛んで、東北地方において、商品販売額は仙台に次ぎ 2 位。農業も盛んで、コシヒカリとひとめぼれの 1 等米のみを使った郡山のブランド米「あさか舞」も評判だ。

一方、東日本大震災では郡山市は震度 6 弱を記録し、福島第 1 原子力発電所から約 60 キロに位置するため放射線量は一時期上がった。いまま除染活動に力を入れているほか、健康面も含めさまざまな検査を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めている。

また、震災直後から現在に至るまで、全国から多くの支援を物心両面にわたって受けており、今なお郡山市役所には他自治体から派遣されて勤務している職員がいる。「皆様からの支援が励みになっており、大変感謝しています」と、今年 4 月よ

り国民年金係に着任した遠藤真知子係長は話す。

復興支援で数多くのイベントも開催されており、今年 10 月 18・19 日には、全国のご当地グルメの祭典「B-1 グランプリ」も郡山市内で開かれる。

国民年金係の職員数は、嘱託も入れて 7 名（正職員 4 名、嘱託職員 1 名、臨時職員 2 名）。窓口に来る人の数は 1 日約 40～50 人で、電話での問い合わせも多い。また、郡山市は面積が広いので、国民年金の受付は本庁のほかには 14 カ所の行政センターと 4 カ所の連絡所でも行っている。「交通の要所で、転勤など仕事での人の移動も多いまちなので、資格関係の受付は多いですね」と話すのは、2012 年 4 月から国民年金係の塩田達矢主事。資格関係の受付は、震災直後は市外に避難する人や避難区域から転居してくる人もいて急増したが、今は落ち着き、仕事関係等で転入出する人が多い。

国民年金係のある国民健康保険課の窓口は、市民課と同じフロアにあり、ワンストップサービスで市民が手続きできる体制を整えている。「そのため、例えば転入出で国保の手続きに来た方が、年金に未加入だとわかると、その場で加入や免除の案内をできるというのがメリットです」と、昨年 4 月より担当の熊

田陽一主査は説明する。

年金事務所との関係はというと、郡山市を管轄する郡山年金事務所は市役所のすぐ裏手にあり、歩いて数分。お客様に案内がしやすく、職員も何かあれば事務所に電話をしたり直接行ったりと、互いの連携が密だ。「顔の見える関係で、非常に親くさせていただいていると思います」と遠藤係長。「年金事務所では、市町村職員を対象とした定例的な研修会のほか、法改正の際には、制度説明会を開催して制度周知に努めてくださるので、職員の知識習得やレベルアップにつながります」

福島市にある事務センターとも、資格関係について電話でよく問い合わせしている。「多いのは、転入と氏名変更の手続きが両方ある方が来られた場合ですね。氏名変更の漏れが生じないように、あらかじめ事務センターに個別に確認しています」（熊田主査）。

そうした頻繁なやり取りと、事務センターの職員の人柄によるのかもしれないが、事務センターとの距離が以前よりも近くなっていると感じている。「ざくばらんに話ができる関係になっていると思います。私自身も人とコミュニケーションをとるのが好きですし（笑）、業務を進める上で安心につながってい

ます(熊田主査)。

給付関連の返戻は、本人に 事務センターが直接すれば早い

お客様に対して心がけているのは、わかりやすく説明すること。「年金制度は説明している私たちにとっても難しい内容なので、お客様に理解してもらうために易しい言葉を使うようにしています」と塩田主事。

また、遠藤係長は、「その方にとって有効な情報を漏らさずお伝えするということと、わざわざ市役所に来ていただいたのですから、気持ちよくお話ししていただけるようにとも努めています」と話す。年金に関心を持ってもらい、「必要な制度なんだ」と理解してもらえるように説明することも大切だ。

熊田主査は、お客様が最初に相談に来た際に、ある程度その人の人となりや、「この方にはこう対応したほうがいいな」というのを、会話のなかで把握し、顔も覚えるようにしている。「後日電話で相談になったときや窓口に来られたときも、『あ、あのときの』とわかってすぐに説明できるように。特に、障害年金については決定するまである程度やり取りする可能性がありますからね」(熊田主査)。

障害年金の給付の相談では、お客様が申請書類の書き方で困らないよう、「この欄にはこのようなことを書いてください。」と記入した付箋を書類に貼って渡している。それでも書類を記入せずに持ってきて、窓口で1時間程かけて一から記入する方もいる。「もしわからないことがあれば説明しますので、用紙だけ持ってまた来てください」と最後に伝えているからでもあるが、やはり書き方一つで結果が変わってしまうかもしれないと思うと、窓口で記入したほうが本人も安心なのだろう。

しかし、どんなに慎重に記入したつもりでも、事務センターからの返戻は多い。その大半は、「受診状況証明書の内容がはっきりしないので病院に確認するように」といった事由であり、本人が記入する病歴申立書にほかの病院名が記述されている場合では、「その病院の受診状況申立書を提出するか、もし提出できないときは添付できない理由を記載した申立書を提出してください」といったものだ。

その上、返戻され、指摘された箇所を直して再度提出すると、全く関係のない箇所でもまた戻ってくることも稀にある。返戻のたびに市が本人とやり取りし、事務セン

ターに報告するのだが、こうした給付関連のやり取りは事務センターが直接本人で行ったほうが効率よく進むのではないかな。

「お客様からよく言われるのは、『申請してから結

果が出るまでずいぶん時間がかかるんですね』ということです。何度やり取りしても不支給の結果だった方もいて、それでも『お世話になりました』とお礼の電話をいただくと、思いは複雑ですね」(塩田主事と熊田主査)。

保険料の納付率向上のため 年金事務所と協力連携を進める

今後の目標も、やはりわかりやすい説明だ。「今回法改正がありました、お客様にわかりやすく説明するには自分が理解していないといけないので、法改正のたびに勉強が大切だと思っています」と塩田主事。

熊田主査は、「この方はどういう意図で来ているのかを汲み取り、その意図に合った説明をしたいです。私は人とのコミュニケーションが好きであるがゆえに、つい話が長くなることがあるので(笑)、その方に必要な話が効率的にできるようにしたいです」。

遠藤係長は、「自分としては今回初めて係長になり、しかも年金業務も初めてなので、自分自身を含め係員全員がミスしないような体制作りを考えています。また、事務がスムーズに流れるように、職員全員が楽しく仕事ができるようにもしたいですね」。

郡山市は、都市規模のせいもあってか保険料の納付率が管内の他の自治体に比べて低く、昨年度は約56%。市長は年金に関心が高く、市民に「見える」形で年金制度への理解を求め、納付率の向上につなげたい考えを持っている。「納付率向上のため、郡山市としていかに協力連携していけるかを年金事務所と模索しながら進めていきたいです」(遠藤係長)。



後列左から熊田陽一主査、塩田達矢主事、富田弘課長補佐
前列左から遠藤真知子係長、吉田光子課長、鈴木彩主事